

みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業 業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 業務目的

「福島県 2050 年カーボンニュートラル宣言」及びSDGsの目標の実現に向け、地球温暖化対策に効果の高い環境保全型農業の理解促進、有機農業や特別栽培など環境保全型農業への意欲醸成及び環境保全型農業の励行を目的として、以下の事業を実施する。

具体的には、環境保全型農業の取組とともに、活力と魅力ある農山漁村の実現や地域社会の発展に貢献する農業者団体の活動を奨励するコンテストの受賞者への表彰と農業関係者を対象とした環境保全型農業に関する交流を兼ねた大会の開催、及び県産有機農産物等のマルシェを開催し、農業者及び消費者に環境保全型農業について広く紹介することで、福島県が目指す環境と共生する農業の取組の全県的拡大を図る。

2 業務概要・仕様

(1) 委託業務名

みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業業務

(2) 見積限度額

10,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

(3) 業務内容・仕様

ア みんなでチャレンジ！環境保全型農業コンテスト 2026 の告知チラシの印刷・発送

- ・印刷部数は1,500枚とし、チラシデザインは県が作成したデータを使用すること。
- ・配布先は関係機関等100カ所程度を想定すること。

イ 大会の開催

(ア) 大会の名称

「みんなでチャレンジ！環境保全型農業大会 2026」

(イ) 開催時期

令和8年9月～12月の中で効果的な時期に、ウ(イ)のマルシェ（2回目）と同時開催すること。

(ウ) 大会の内容

- ・参加人数は150名程度を想定すること。
- ・みんなでチャレンジ！環境保全型農業コンテスト（以下、「コンテスト」という。）2026の受賞団体への表彰を行うこと。
- ・環境保全型農業に関する記念講演やコンテスト2026受賞者の取組紹介等を実施すること。講師の選定及び依頼に係る旅費、講師謝礼等の事務手続きを行うこと。
- ・コンテスト2026受賞者が大会で取組内容を発表する資料・スライド等の作成を支援すること。
- ・大会に必要な賞状、額縁、記念品、横断幕等を作成すること。
- ・大会の様子を動画撮影し、映像として記録すること。また、受賞した団体やその取組内容についての資料（動画、ポスター等）を作成し、県内の農業者等に広くPRすること。

(エ) 広報活動

- ・ウのマルシェの告知と併せて、県内の農業者・流通業者・農業高校・大学等の学生・消費者等が広くイベントに参加できるよう、広報活動を行うこと。
- ・広報媒体・配布先は提案すること。

(オ) アンケートの実施

来場者に対して大会の内容や環境保全型農業に対する意識の変化等についてアンケートを実施し、その結果を集計・分析すること。なお、アンケートの内容は県と協議のうえ決定すること。

ウ マルシェの開催

(ア) イベント名

「オーガニックふくしまマルシェ 2026」(仮)(以下、「マルシェ」という。)

(イ) 開催時期・開催回数

令和8年9月～12月の間に計2回開催することとし、1回目は、令和8年9月4日(金)～5日(土)開催の「福島県農業総合センターまつり」と同時開催、2回目は「みんなでチャレンジ!環境保全型農業大会 2026」と同時開催とすること。

(ウ) 内容

- ・環境保全型農業(有機農業、特別栽培など)により生産した本県産農産物及びそれらの加工品等の販売・企画展示等を行い、県内消費者等に環境保全型農業やそれらの取組によって生産された農産物等のPRを行うこと。
- ・コンテスト2025及び2026受賞者の農産物のPR販売を両回またはいずれかの回のマルシェで実施すること。
- ・出展者ブースは各回10ブース程度を設けること。また、ブースの位置によって来場者数が偏ることのないよう、動線を考慮した配置にすること。なお、屋外で開催する場合、ブース等は天候を考慮した仕様にする。
- ・本県の環境保全型農業の取組をPRするためのパネル(環境保全型農業の取組全体・有機農業の取組・特別栽培の取組・その他の取組の計4枚)を作成し、マルシェにおいて展示すること。パネルの内容は県と協議のうえ決定すること。
- ・事故防止及び安全確保の対策実施すること。また、抽選会及びPRグッズ等の配布を行う際は、関係法令を遵守すること。

(エ) 出展者の募集・選定

出展者の募集・選定方法については、県と協議のうえ決定すること。

(オ) 広報活動

(3)イ(エ)に準ずる。

(カ) アンケートの実施

来場者及びマルシェ参加組織等に対して、環境保全型農業により生産された農産物や消費拡大PRの方法等についてアンケートを実施し、その結果を集計・分析すること。なお、アンケートの内容は県と協議のうえ決定すること。

エ その他

上記のほか、目的を達成するために必要な業務があれば、当該業務について提案すること。

(4) 委託契約期間

契約の日から令和9年3月5日(金)まで

(5) その他

当業務は、今後、福島県における予算の執行が可能となったときに確定するものである。

3 企画提案書の提出

(1) 企画提案書

以下の「提案1」から「提案5」までを記載した企画提案書を提出すること。

提案1：業務の考え方

県内の農業者に対する環境保全型農業に関する理解促進と取組を拡大させるための考え方や、消費者に対する環境保全型農業により生産された農産物の理解促進を図るための考え方について提案すること。

提案2：業務の取組内容

2の業務概要・仕様に基づき提案すること。その他、当事業を効果的に実施するための独自の提案があれば提案すること。

提案3：業務の効果測定

業務を評価するための定量的な評価項目を設定すること。また、業務の効果を検証する方法を提案すること。

提案4：業務の実施体制

業務の目的を達成するための業務実施体制を提案すること。

なお、本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・指名を明記すること。

提案5：積算見積書

業務に要する費用について、それぞれの費目ごとの内訳がわかるよう記載すること（人件費、交通費、通信費、運搬費、印刷費等）。

(2) 県から受注した委託業務実績一覧（令和3年度～令和7年度）

(3) 様式

様式は任意とするが、全体（提案1～5）でA4横版の両面10枚以内（20頁以内）とする。（表紙はカウントしない。必要に応じてA3版の折り込みも可とするが、片面2頁としてカウントする。）

(4) 提出部数

提出部数は10部とする。

※ 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行わない。また、提出書類等は返還しない。

4 業務委託候補者の選定

(1) 選定方式

公募型プロポーザル

ア 参加資格審査

参加者の参加申込書の内容及び参加資格要否の適否を確認する。

イ 一次審査

参加者の企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者を選定する。

ウ 二次審査

一次審査で選定された対象者が、審査会において企画提案書のプレゼンテーションを実施する。県は、審査会でのヒアリングを行うとともに、総合的に評価し業務委託候補者（随意契約の候補者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点

下記の審査項目において、評価基準により評価する。

審査項目	配点	評価基準
1 現状を踏まえた本業務の考え方	10点	環境保全型農業に関する現状及び国政策(みどりの食料システム戦略等)や方向性に係る理解度・適格性等
2 業務の取組内容	60点	業務の内容・運営手法、訴求力、効果、履行の確実性等
3 業務の実施体制	10点	実施体制、業務遂行能力等
4 業務に要する費用の妥当性	20点	費用の妥当性、適正かつ効率的な実施計画等

5 募集要領等の入手方法

募集要領及び参加申込書等の様式については、福島県農林水産部環境保全農業課のホームページからダウンロードして入手すること。

6 質問、参加申込及び企画提案書の提出等

(1) 質問書の提出

ア 提出書類

質問書(第1号様式)

イ 提出期限

令和8年4月23日(木)17時まで

ウ 提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

エ その他

FAX又は電子メールで送信後は、電話で着信を確認すること。

オ 回答方法

提出された全ての質問及び回答については、令和8年4月24日(金)までに環境保全農業課ホームページに掲載するので、その内容を確認すること。

(2) 参加申込

ア 提出書類

(ア) 参加申込書(第2号様式)

(イ) 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット(1部)等

イ 提出期限

令和8年4月28日(火)12時まで

ウ 提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

エ その他

FAX又は電子メールで送信後は、電話で着信を確認すること。

(3) 企画提案書の提出期限

ア 提出書類

3に記載のとおり

イ 提出期限

令和8年5月15日（金）17時まで

ウ 提出方法

郵送又は持参（FAX及び電子メールによる提出は受け付けません）

7 参加資格審査結果の発表及び通知

- (1) 期 日：令和8年5月1日（金）
- (2) 審査方法：書類審査により決定する。
- (3) 発表方法：参加申込書を提出したプロポーザル参加希望業者に対して、電子メール等で通知する。

8 一次審査結果の発表及び通知

- (1) 期 日：令和8年5月18日（月）（予定）
- (2) 審査方法：書類審査により決定する。
- (3) 発表方法：企画提案書を提出したプロポーザル参加者に対して、電子メール等で通知する。
- (4) 審査結果に関する開示請求：選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から10日以内に通知する。

9 二次審査会

- (1) 日時：令和8年5月20日（水）（予定）
- (2) その他
 - ア 正式な開催日時及び場所は別途通知する。
 - イ プレゼンテーション時間は25分以内（15分間の説明、10分以内の質疑）とする。
 - ウ その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配布は認めない。

10 二次審査結果の発表及び通知

- (1) 期 日：令和8年5月22日（金）（予定）
- (2) 審査方法：審査会により決定する。
- (3) 発表方法：審査会参加者全員に対し、電子メール等で通知する。審査結果は環境保全農業課のホームページに掲載し、業務委託候補者を公表する。
- (4) 審査結果に関する開示請求：選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から10日以内に通知する。

11 主なスケジュール

項目	日程
プロポーザル募集要領のHPによる公表	令和8年4月17日（金）
質問書の提出期限	令和8年4月23日（木）17時まで
質問書への回答	令和8年4月24日（金）
参加申込書の申込期限	令和8年4月28日（火）12時まで

参加資格審査結果の発表及び通知	令和8年5月1日(金)
企画提案書の提出期限	令和8年5月15日(金)17時まで
一次審査結果の発表及び通知	令和8年5月18日(月)(予定)
二次審査会	令和8年5月20日(水)(予定)
二次審査結果の通知	令和8年5月22日(金)(予定)

12 参加申込書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(西庁舎9階)

福島県農林水産部環境保全農業課(担当:桑名)

電話 024-521-7453 FAX 024-521-7938

E-mail kankyuhozen_nougyou@pref.fukushima.lg.jp

13 参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。
- (8) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

14 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 積算額が予算額を超過するもの

15 契約手続

本事業に関して最も優れた提案を行った者(業務委託候補者)と業務委託契約の見積合わせを実施する。

なお、この手続に参加した者が、13の(1)から(8)のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積合わせの結果、契約締結までに至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがある。この場合、次点者と契約の見積合わせを行う。

また、本事業の業務委託仕様書は業務委託候補者が提出した企画提案書をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と業務委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託書を作成することがある。この場合において、業務委託候補者との協議が整わなかった場合、次点者と協議を行う。

16 その他

- (1) 採用した作品等の権利は、全て福島県に帰属するものとする。
- (2) 当該業務として作成した各コンテンツは、福島県のホームページ等での二次使用、また、ポスター、パンフレット等への掲載を行う場合がある。
なお、福島県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、制作にあたっては必要な許諾を得ること。
- (3) 企画提案のあった規模等を下回ることにはできないため、実現可能な提案とすること。
- (4) 仮に、実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては、委託料の減額となる可能性がある。